

職長・安全衛生責任者能力向上教育必要時間

厚生労働省労働基準局長通達（改編）

科目	収録内容	業種別必要範囲		教育必要時間
		建設業	製造業	
職長等として行うべき労働災害防止に関すること	職長等の役割と職務	△	○	130分
	建設業および製造業における労働災害発生状況	○	○	
	作業方法の決定および労働者の配置	○	△	
	作業に係る設備および作業場所の保守管理の方法	○	△	
	リスクの基本的考え方を踏まえた職長等として行う労働災害防止活動	△	○	
	異常時等における措置	○	○	
	関係法令に係る改正の動向	△	○	
労働者に対する指導または監督の方法に関すること	労働者に対する指導、監督の方法	○	○	60分
	効果的な指導方法	○	○	
	伝達力の向上	○	○	
	労働安全衛生マネジメントシステムの仕組み	△	○	
危険性または有害性等の調査等に関すること	危険性または有害性等の調査結果に基づき講ずる措置	○	○	40分
グループ・個人演習 (いずれか1つ以上)	危険予知活動	○	○	130分
	災害事例研究	○	△	
	危険性または有害性等の調査結果に基づき講ずる措置	○	○	
合計		340分	360分	360分

- ※1. 業種別必要範囲での各業種において、「△」の表示箇所は、通達において必要のないものを示していますが、本教育では、これらも実施します。
2. グループ・個人演習については、いずれか1つ以上を実施することが要求されておりますが、本講座では、上表の3つを実施します。
3. 通達での教育要求時間の最大値は、360分ですが、それ以上の時間を教育します。